雨水を利用してみませんか！

―雨水利用促進助成金交付制度―

西原町では、洪水の防止・防災対策として平成14年度から住宅での雨水タンクの利用を呼びかけています。雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。

これは、屋根などから流れる雨水を一度雨水タンクに貯めることによって、一気に大量の雨水が川へ流れ出ないようにと考えられたものです。

貯まった水は、水洗トイレや洗車・家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

水事情に厳しい沖縄だからこそ、ぜひこの制度を利用して節水にも努めたいですね。

助成金交付制度の内容 ➡ 町内において雨水タンクを設置する方に対し、**予算の範囲内**で助成金を交付します。助成の申請は、**先着順**で受付します。

助成対象施設等 ➡ 雨水利用のための雨水タンクの設置又は下水道への接続により不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事で、タンクは**有効貯水量１㎥以上**とし、１世帯（同居世帯は１世帯とみなす）につき１施設とします。

助成金の交付額 ➡ 助成金の交付額は、雨水タンクの設置又は改造工事**１件につき50,000円**とします。
ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合は、その要した費用の額を助成金の交付額とします。
※重複して交付を受けることはできません！

【お問い合わせ】西原町役場　土木課　計画係　☎945－4415(内線301)

◎下水道に接続しよう

下水道は、家庭から出た**生活排水**をもとの**きれいな水にしてくれます。**
西原浄化センターの完成に伴い、一部の地域で下水道が使用できるようになっています。今後、年次ごとに整備を進め、供用開始区域を増やしていきます。お住まいの地域が下水道処理区域になりましたら、きれいな川を取り戻すため、早めに下水道への接続を行いましょう。

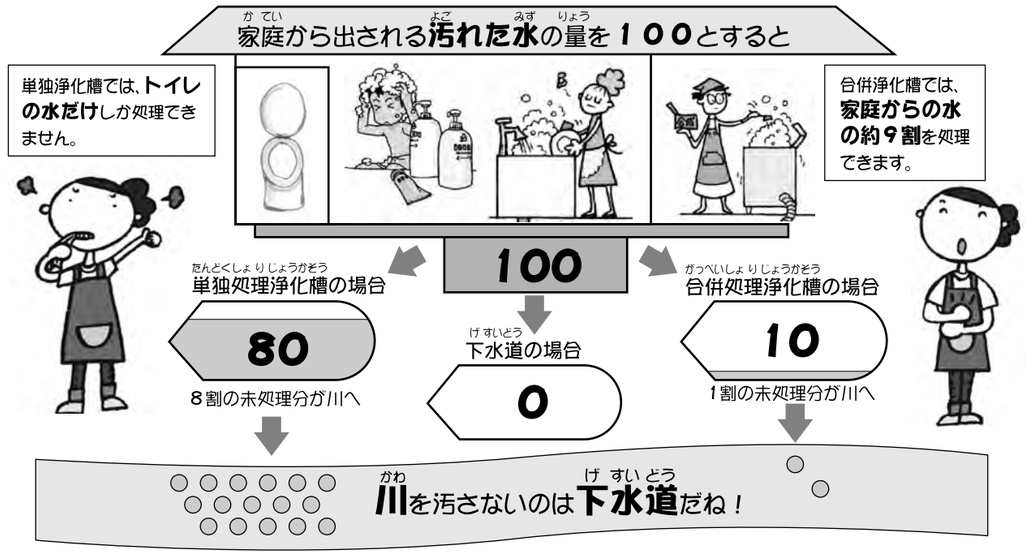

【お問い合わせ】上下水道課　下水道係　☎945－4934(内線606)

貯水槽(水タンク)の管理について 定期的に点検・清掃を！

◎受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者（所有者）の責任です！

貯水槽水道（受水槽や高置水槽のある建物）をお使いの場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

配水管より安全でおいしい水道水をお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲んでいただくことができません。管理が不適切なものが見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

貯水槽水道

タンク容量10㎥を超える ▶ **簡易専用水道**
水道法により清掃及び検査が義務付けられています（下記管理基準参照）
検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要となります。

タンク容量10㎥以下 ▶ **小規模貯水槽水道**
簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません（西原町給水条例）
設置者と利用者が同一の戸建住宅（一般家庭）は、管理基準の対象外でありますが適正な管理を心がけてください。

〔管理基準〕

１ 貯水槽の清掃
１年以内ごとに１回、定期的に貯水槽（タンク）の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行いましょう。

２ 貯水槽の点検
有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行いましょう。

３ 水質検査の実施
１年以内ごとに１回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行いましょう。

４ 給水停止及び利用者への周知
供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかった時はただちに給水を停止し、その水を使用する事が危険であることを関係者に周知して下さい。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所（889-6799）又は上下水道課へお問合せください。

●第51回水道週間について

平成21年度水道週間スローガン

「おいしいね　この水未来に　いつまでも」

毎年６月１日～７日は「水道週間」として、水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町においても下記行事を予定しております。
・節水パレード　　６月１日午後２時～（西原町管工事協同組合と共催で車両による広報パレード）
・水道施設見学会　　６月１日～４日（町立各小学校４年生を対象に西原浄水場、倉敷ダムで施設見学）

「安全でおいしい水道水推進運動実施中！」お問い合わせ／上下水道課　☎945－4934